

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
17	母子保健に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

松山市は、母子保健に関する事務での特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の流出その他の事態を発生させるリスクを軽減させるための適切な対策を実施することにより、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

### 特記事項

・内部による不正利用の防止のため、システム操作者に守秘義務を課し、2要素認証(ID・パスワード・生体認証(顔認証))により操作者を限定するとともに、その追跡調査のために使用履歴を5年間保存している。

## 評価実施機関名

松山市長

## 公表日

令和7年4月1日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	母子保健に関する事務
②事務の概要	母子保健法等の規定に基づき、保健指導・相談、新生児の訪問指導、妊娠の届出の受理、母子健康手帳の交付、妊産婦の訪問指導、低体重児の届出の受理、未熟児の訪問指導、妊産婦及び乳幼児の健康診査、養育医療給付、こども家庭センターの運営を行う。 子ども・子育て支援法の規定に基づき、妊婦のための支援給付を行う。 これらの業務を行うに当たり、母子保健法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に従い、特定個人情報を母子保健事業に関する事務で取り扱う。
③システムの名称	保健センターシステム、統合宛名システム、中間サーバー、サービス検索・電子申請機能
2. 特定個人情報ファイル名	
(1) 妊婦・母親情報ファイル (2) 乳幼児情報ファイル (3) 妊産婦・乳幼児健診ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第9条第1項 別表70,127の項 ○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号) 第40条,第68条 ○松山市個人番号の利用等に関する条例 第3条第1項,同条第2項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【情報提供】 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年デジタル庁・総務省令第9号)第2条の表 42,48,71,80,95,112,125,161の項 【情報照会】 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年デジタル庁・総務省令第9号)第2条の表 95,96,155の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	松山市こども家庭部すくすく支援課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	松山市総務部文書法制課 790-8571 愛媛県松山市二番町四丁目7番地2 TEL(089-948-6866)

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先

松山市子ども家庭部すくすく支援課  
790-8571 愛媛県松山市二番町四丁目7番地2 TEL(089-911-1852)

9. 規則第9条第2項の適用

[  ]適用した

適用した理由

## II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	<input type="checkbox"/> 1万人以上10万人未満 ] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年11月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	<input type="checkbox"/> 500人未満 ] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年11月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	<input type="checkbox"/> 発生なし ] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [ ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [ ] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバーの登録時においては、「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」に基づき、本人からの個人番号取得の徹底や、住民基本台帳ネットワークシステムでの照会を行う際には4情報または住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、下記の作業において手作業が発生するが、いずれの場合でも複数人での確認を行っており、人為的ミスが発生するリスクの対策は十分である。 ・個人番号および本人情報のシステムへの入力 ・個人番号等の記載がある申請書等の保管 ・個人番号等が記載された申請書等の廃棄	

9. 監査	
実施の有無	<input type="checkbox"/> 自己点検 <input type="checkbox"/> 内部監査 <input type="checkbox"/> 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	<input type="checkbox"/> 十分に行っている <input type="checkbox"/> 十分に行っていない <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策	
	<input type="checkbox"/> 全項目評価又は重点項目評価を実施する
最も優先度が高いと考えられる対策	<input type="checkbox"/> 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	<input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/> 課題が残されている <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	市の情報セキュリティポリシー及び特定個人情報の適正な取り扱いに関するガイドラインに則り、職員はセキュリティ研修を毎年受講している。また、特定の登録者のみ情報の持ち出し操作を行えるように設定し、そのうえで情報持ち出し管理台帳を運用して管理している。

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年8月26日	I 1 ②事務の概要	母子保健法等の規定に基づき、保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊娠の届出の受	母子保健法等の規定に基づき、保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊娠の届出の受	事後	利用事務の変更に伴う修正
平成28年8月26日	I 2 特定個人情報ファイル名	(1)妊婦・母親情報ファイル (2)乳幼児情報ファイル	(1)妊婦・母親情報ファイル (2)乳幼児情報ファイル	事後	利用事務の変更に伴う修正
平成28年8月26日	I 3 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律790-8571)	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律790-8571)	事後	条例制定
平成28年8月26日	I 7 請求先	愛媛県松山市二番町四丁目7番地2	愛媛県松山市二番町四丁目7番地2	事後	課名変更に伴う修正
平成28年8月26日	II 1 評価対象の事務の対象人数	1万人以上10万人未満	1,000人以上1万人未満	事後	利用事務の変更に伴う修正
平成28年8月26日	II 1 いつの時点の計数か	平成27年3月4日 時点	平成28年7月21日 時点	事後	時点修正
平成28年8月26日	II 2 いつの時点の計数か	平成27年3月4日 時点	平成28年7月21日 時点	事後	時点修正
平成29年5月22日	I 5 ②所属長	課長 井出 修敏	課長 伊賀上 幸徳	事後	人事異動に伴う修正
平成29年5月22日	I 1 ③システムの名称	保健センターシステム、統合宛名システム、中間サーバー	保健センターシステム、統合宛名システム、中間サーバー、サービス検索、電子申請機能	事前	サービス検索・電子申請機能の利用開始に伴う修正
平成29年5月22日	I 3 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律790-8571)	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律790-8571)	事後	時点修正
平成29年5月22日	II 1 いつの時点の計数か	平成28年7月21日 時点	平成29年5月1日 時点	事後	時点修正
平成29年5月22日	II 2 いつの時点の計数か	平成28年7月21日 時点	平成29年5月1日 時点	事後	時点修正
平成31年1月31日	II 1 いつの時点の計数か	平成29年5月1日 時点	平成30年5月1日 時点	事後	時点修正
平成31年1月31日	II 2 いつの時点の計数か	平成29年5月1日 時点	平成30年5月1日 時点	事後	時点修正
令和1年12月18日	I 1 ②事務の概要	母子保健法等の規定に基づき、保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊娠の届出の受	母子保健法等の規定に基づき、保健指導、新生児の訪問指導、妊娠の届出の受理、母子健	事前	令和2年6月の妊婦及び乳幼児健診の情報連携開始に伴う
令和1年12月18日	I 4 ②法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための【情報提供】	行政手続における特定の個人を識別するための【情報提供】	事前	令和2年6月の妊婦及び乳幼児健診の情報連携開始に伴う
令和1年12月18日	II 1 評価対象の事務の対象人数	1,000人以上1万人未満	1万人以上10万人未満	事後	時点修正
令和1年12月18日	II 1 いつ時点の計数か	平成30年5月1日 時点	令和元年7月1日 時点	事後	時点修正
令和3年1月29日	II 1 いつ時点の計数か	令和1年7月1日 時点	令和2年7月31日 時点	事後	時点修正
令和3年1月29日	II 2 いつ時点の計数か	平成30年5月1日 時点	令和2年7月31日 時点	事後	時点修正
令和3年11月11日	I 4 ②法令上の根拠	【情報提供】 行政手続における特定の個人を識別するための	【情報提供】 行政手続における特定の個人を識別するための	事後	番号利用法の改定に伴う修正
令和3年11月11日	II 1 いつ時点の計数か	令和2年7月31日 時点	令和3年7月31日 時点	事後	時点修正
令和3年11月11日	II 2 いつ時点の計数か	令和2年7月31日 時点	令和3年7月31日 時点	事後	時点修正
令和4年11月11日	表紙 特記事項	操作カード(職員証)やパスワード	2要素認証(ID・パスワード・生体認証(顔認証))	事後	認証方式の変更に伴う修正
令和4年11月11日	II 1 いつ時点の計数か	令和3年7月31日 時点	令和4年7月31日 時点	事後	時点修正
令和4年11月11日	II 2 いつ時点の計数か	令和3年7月31日 時点	令和4年7月31日 時点	事後	時点修正
令和5年11月13日	I 1 ②事務の概要	母子保健法等の規定に基づき、保健指導、新生児の訪問指導、妊娠の届出の受理、母子健	母子保健法等の規定に基づき、保健指導、新生児の訪問指導、妊娠の届出の受理、母子健	事後	事業拡充による修正
令和5年11月13日	I 2 特定個人情報ファイル名	(1)妊婦・母親情報ファイル (2)乳幼児情報ファイル	(1)妊婦・母親情報ファイル (2)乳幼児情報ファイル	事後	事業拡充による修正
令和5年11月13日	I 5 ①部署	松山市保健福祉部健康づくり推進課	松山市こども家庭部すくすく支援課	事後	組織改正による修正
令和5年11月13日	I 8 連絡先	松山市保健福祉部健康づくり推進課 790-8571 愛媛県松山市二番町四丁目7	松山市こども家庭部すくすく支援課 790-8571 愛媛県松山市二番町四丁目7	事後	組織改正による修正
令和5年11月13日	II 1 いつ時点の計数か	令和4年7月31日 時点	令和5年8月31日 時点	事後	時点修正
令和5年11月13日	II 2 いつ時点の計数か	令和4年7月31日 時点	令和5年8月31日 時点	事後	時点修正
令和6年11月29日	I 4 ②事務の概要	母子保健法等の規定に基づき、保健指導、新生児の訪問指導、妊娠の届出の受理、母子健康手帳の交付、妊産婦の訪問指導、低体重児の届出の受理、未熟児の訪問指導、妊産婦及び乳幼児の健康診査、母子健康包括支援センター(子育て世代包括支援センター)の運営を行う。 これらの業務を行うに当たり、次の事務において特定個人情報を取り扱う。 ○妊娠の届出の受理 ○母子健康手帳の交付 ○低体重児の届出の受理 ○妊産婦及び乳幼児の健康診査結果の入力	母子保健法等の規定に基づき、保健指導、新生児の訪問指導、妊娠の届出の受理、母子健康手帳の交付、妊産婦の訪問指導、低体重児の届出の受理、未熟児の訪問指導、妊産婦及び乳幼児の健康診査、養育医療給付、こども家庭センターの運営を行う。 これらの業務を行うに当たり、母子保健法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に従い、特定個人情報を母子保健事業に関する事務で取り扱う。	事後	事務名称変更等に伴う修正
令和6年11月29日	I 3 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第9条第1項 別表第一の49の項	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第9条第1項 別表70の項	事後	番号利用法の改正に伴う修正
令和6年11月29日	I 4 ②法令上の根拠	【情報提供】 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第19条第8号、別表第二の56の2の項及び69の2の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第30条第8号及び第38条の3 【情報照会】 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第19条第8号、別表第二の69の2の項行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第38条の3	【情報提供】 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年デジタル庁・総務省令第9号)第2条の表 42,48,71,80,95,112,125,161の項 【情報照会】 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年デジタル庁・総務省令第9号)第2条の表 95,96の項	事後	番号利用法の改正に伴う修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年11月29日	II 1 いつ時点の計数か	令和5年8月31日 時点	令和6年11月1日 時点	事後	時点修正
令和6年11月29日	II 2 いつ時点の計数か	令和5年8月31日 時点	令和6年11月1日 時点	事後	時点修正
令和6年11月29日	IV 8 人的ミスが発生するリスクへの対策は十分か		十分である	事後	様式の変更に伴う追加
令和6年11月29日	IV 8 判断の根拠		マイナンバーの登録時においては、「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」に基づき、本人からの個人番号取得の徹底や、住民基本台帳ネットワークシステムでの照会を行う際には4情報または住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、下記の作業において手作業が発生するが、いずれの場合でも複数人での確認を行っており、人為的ミスが発生するリスクの対策は十分である。 ・個人番号および本人情報のシステムへの入力 ・個人番号等の記載がある申請書等の保管 ・個人番号等が記載された申請書等の廃棄	事後	様式の変更に伴う追加
令和6年11月29日	IV 11 最も優先度が高いと考えられ		8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策	事後	様式の変更に伴う追加
令和6年11月29日	IV 11 当該対策は十分か		十分である	事後	様式の変更に伴う追加
令和6年11月29日	IV 11 判断の根拠		市の情報セキュリティポリシー及び特定個人情報の適正な取り扱いに関するガイドラインに則り、職員はセキュリティ研修を毎年受講している。また、特定の登録者のみ情報の持ち出し操作を行えるように設定し、そのうえで情報持ち出し管理台帳を運用して管理している。	事後	様式の変更に伴う追加
令和7年4月1日	I 1 ②事務の概要		(以下文言追加) 子ども・子育て支援法の規定に基づき、妊婦のための支援給付を行う。	事前	妊婦のための支援給付制度化に伴う追加
令和7年4月1日	I 3 法令上の根拠	○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第9条第1項 別表70の項	○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第9条第1項 別表70.127の項	事前	妊婦のための支援給付制度化に伴う追加
令和7年4月1日	I 4 ②法令上の根拠	【情報提供】 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年デジタル庁・総務省令第9号)第2条の表 42.48.71.80.95.112.125.155.161の項	【情報提供】 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年デジタル庁・総務省令第9号)第2条の表 42.48.71.80.95.112.125.155.161の項	事前	妊婦のための支援給付制度化に伴う追加